



うちなー健康経営宣言

第 522 号

令和 4 年 7 月 15 日 登録
令和 年 月 日 更新

代表者メッセージ

目指そう、健康な体に健康な精神

取組事項

1. 労働安全衛生法や高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、年 1 回以上、該当する従業員全てに健康診断を受診させる。
2. 健康診断の結果、健康保持に努める必要がある従業員に対し、保健指導又は特定保健指導を受けさせる。
3. 健康診断の結果、有所見となった従業員の必要な措置について、医師の意見を聴いた上で、就業上の必要な措置を行う。
4. 従業員の家族の健診受診を奨励する。
5. 感染症予防に取り組む。